



ひとりで抱え こまないでください ～犯罪被害者への支援～

犯罪被害者の現状

昨今、殺人などの凶悪犯罪や窃盗、傷害、性犯罪、交通事故など多数の犯罪・事件が後を絶ちません。

ある日突然、自分の意思とは無関係に、誰もが犯罪被害者や、その家族となる可能性があります。

犯罪被害者（家族を含む）が受ける被害は、命を奪われる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけではなく、

次のような被害後に生じる様々な問題にも苦しめられています。

- ① 事件にあったことによる精神的ショックや身体の不調
- ② 医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮
- ③ 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担

- ④ 「落ち度があったから被害にあった」というような周囲の人々の無責任なうわさ話や中傷、マスコミの取材、報道によるプライバシーの侵害、ストレス、不快感
- ⑤ 加害者からの報復や不誠実な言動による更なる被害

- ⑥ 子どもが親の後をいつもついできて離れない

犯罪被害による心身の影響

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続くことが多くあります。これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後では誰にも起こり得ることです。

被害による心身への影響の例には、次のようなものがあります。

- ① 人ごみが怖くて外に出られず、自宅に引きこもる
- ② 事件が起こったのは自分が全て悪いのだと思ひ込み、自分を責める
- ③ 何でもないので涙が出るなど感情がコントロールできない
- ④ 自分が受けた被害をまるで他人事のように淡々と語る
- ⑤ 特定の日（事件等と関連のある日など）になると不安になる

社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない

このような深刻な被害にもかかわらず、犯罪被害者等は周囲との接触をためらったり、その取り巻く状況を理解されず、社会から孤立してしまう事例が見受けられます。

犯罪被害者が受けた被害の軽減、回復には周囲の人の理解や共感、配慮、協力が大切です。

ひとりで抱えなくて相談窓口へ

犯罪被害等を受けた直後の被害者や遺族は混乱や精神的ショックなどにより、自ら援助を求めることができない場合もあります。

身近な人が被害にあった場合には、被害者の気持ちを暖かく受けとめ、責めたり、無理に励ましたりすることを避けましょう。そして、相談を受けた場合は、専門の相談機関があることを伝え、早めにつなぐことが大切です。

犯罪被害者相談窓口

人権推進室

平日 8時30分～17時15分
22-77736

広島県警察（警察安全相談電話）
平日 8時30分～17時15分
082-2228-9110

広島県犯罪被害者等支援総合窓口（環境県民局県民活動課）
平日 8時30分～12時
13時～17時15分
082-513-5255

広島被害者支援センター
月曜、水曜、木曜、土曜
10時～16時
082-544-1110

「働く女性応援研修会」に参加しませんか？

女性の経験や感性は、企業の活性化にとっても重要です。子育てと仕事を両立する方法が学べる研修会の受講生を募集します。

応募要件 現在就業中（産育休中を含む）で、現在又は将来、子育てと仕事の両立を考えている女性

場所 広島・福山・東広島会場

研修期間 2日間（9月～2月までの期間内で各会場で異なる）

時間 10時～17時（福山会場は10時30分～）

定員 30～50人

受講料 無料

その他 無料託児サービス有り（6か月～就学前まで）

申込方法 所定の申込書（人権センター備付または、財団HPからダウンロード）により（公財）広島県男女共同参画財団まで、郵送、FAX、またはメールでお申込ください。

問い合わせ 公益財団法人広島県男女共同参画財団

☎ 082-242-5262 FAX 082-240-5441

Eメール essor@essor.or.jp

HPアドレス <http://www.essor.or.jp/>

